



## 民暴弁護士の寄稿文



寄稿者  
弁護士 萩原正裕

### 【民事介入暴力事案等に対する連携についての協定（四者協定）】

#### 1 四者協定締結のご報告

このたび、「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」が埼玉県警察、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター、さいたま地方検察庁及び埼玉弁護士会の間で締結されました。

四者間における協定であるため、「四者協定」と呼ぶこともあります。我々、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会は、日ごろから暴追センターや県警と連携して暴力団などの反社会的勢力を相手とする個別事案の対応をしたり、民暴事件の情報共有や共同での研鑽を行ったりしていますが、今回の四者協定の締結で、あらためて我々の連携が根拠づけられ、さらに地検との連携も期待されることとなりました。以下、四者協定の説明をいたします。

#### 2 Q&A

Q.どんな協定なの？

A. この協定は、四者の各機関が暴力団等の違法または不当な行為により被害を受けた者等から相談を受けた場合において、適正かつ迅速な対応が図れるように、平素から意見・情報交換を行って緊密な連携を確保することを目的とするものです。

Q. 具体的にはどんなことをするの？

A. 具体的活動としては、埼玉県民事介入暴力対策研究会を設置し、事例報告や検討、研究を行い、個別事案においては解決のための事案処理連携チームを編成して、適切な活動を行います。

Q. いつからこの協定が施行されているの？

A. この協定は令和7年10月31日から発効しています。

Q. 今回の協定が作られた経緯は？

A. 平成20年にすでに埼玉県警察、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター及び埼玉弁護士会の三者間にて、同じ内容の「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」が締結されており（三者協定）、今回は同三者のほかに、さいたま地方検察庁が加わったものになります。

これまで暴力団の組事務所の使用差止や特殊詐欺の被害者救済訴訟等において協定を基に三者が連携しあって実績を上げていました。近年のトクリュウや半グレなどによる重大犯罪の増加を契機に、検察庁とも連携して、暴力団をはじめとする反社会的勢力に対抗する目的で本協定締結の流れとなりました。

Q. 四者協定になることで得られる効果は？

A. 近年社会問題化している特殊詐欺及び半グレ・トクリュウの関与する強盗等の事案について、各機関の強みを生かしながら相互に情報提供等の協力を行うことで相乗効果が得られ、実効的な被害者救済が図られるようにするとともに、その結果として暴力団等による違法・不当行為が減少することが期待できます。特に、検察庁の合流によって、刑事事件から民事的被害救済に向けた動きが円滑になることが期待されています。

Q. 本協定の意義は？

A. 三者協定（検察庁を除いた三者間での協定）は多くの都道府県で締結されていますが、四者間での四者協定は、全国では2例目の県となります（これまでは沖縄県のみ）。

Q. これまでの実績は？

A. 三者協定に基づいた連携を埼玉県警察、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター及び埼玉弁護士会がとって、例年、民暴研究会が開かれていました。令和7年度では、ぼったくり被害の防止策と被害対応をテーマとして、情報の共有と闊達な意見交換がなされました。その際さいたま地方検察庁にもオブザーバーとして参加していただいていたいました。また個別事案としては、暴力団組事務所の使用を禁ずる使用差止事件において、緊密な連携が取れた結果、同事務所建物から暴力団員を退去させることに成功しました。また、特殊詐欺の被害者から、暴力団一次団体の代表者らに対する損害賠償請求の事件においても、緊密な連携をとり、無事に被害回復を達成することができました。

### 3 さいごに

今回の四者協定の締結により、これまで以上に、県警・暴追センター・地検・弁護士会の連携が強固になり、暴力団やトクリュウをはじめとする反社会的勢力に対する対策や活動はさらに加速するでしょう。埼玉県の四者による、これらの活動をご理解いただき、これからも注目していただけたら幸いです。私も民暴委員の一員として、微力ながら尽力したいと思います。

寄稿者

〒360-0032

埼玉県熊谷市銀座2-3-9 YMKビル2階西

くまがや法律事務所

TEL 048-599-1138

FAX 048-599-1139

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会委員

弁護士 萩原正裕

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.207」から転記したものです。